

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和6年3月5日(火)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
 - 議案第24号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第25号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第26号 三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第27号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第28号 三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第29号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第30号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第31号 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第32号 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第33号 三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第34号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
- 4 出席委員 保実治、藤岡一弘、杉原利明、黒木靖治、掛田勝彦、月橋寿文、山田真一郎
- 5 欠席委員 大森俊和
- 6 説明のため出席した職員

【教育委員会】宮脇教育次長、山西文化と学びの課長、阿部教育総務係長

【市民部】上谷市民部長、藤田課税課長、茶木市民課長、奥野市民税係長、長谷川保険年金係長、貞末資産税係長

【福祉保健部】立花福祉保健部長、坂田高齢者福祉課長、山口高齢者福祉係長、竹田介護保険係長

【子育て支援部】松長子育て支援部長、笹岡子育て支援部付課長、脇坂育児支援係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名であります。定足数に達しておりますので、委員会は成立をしております。

この際ご報告いたします。本日の委員会に、大森委員から一身上の都合により欠席したい旨届け

出がありましたのでご報告いたします。

本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の令和5年度3月定例会のフォルダにございます審査順に沿って議案11件の審査を行いたいと思います。

本日の日程及び審査の方法につきましてはご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○保実委員長 ないようですのでこの日程で進めさせていただきます。

委員の皆様、円滑な進行にご協力をお願いをいたします。

それでは審査に入ります。初めに議案第34号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 それでは、議案第34号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本案は、現在、旧JA和田出張所内を賃貸借により開設しております和田放課後児童クラブを和田小学校内に移転することに伴い、関係条例である三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは添付資料の方をご覧ください。和田放課後児童クラブの移転先は、和田小学校校舎の西側にありますランチルームです。これまでも、保護者や地域の方から学校から、現在の児童クラブへの移動は交通量の多い主要幹線道路の信号機のない横断歩道を横断する必要があるため、事故の発生を不安視する声をいただいております。また、現地は洪水想定区域に指定されているため、大雨の際には、早期の避難が必要になることなどの不安要素もございました。

さらに、外遊びの場所の確保にも苦慮しておりましたが、和田小学校内に移転することでグラウンドの使用ができ、こうした課題も解消するものと考えております。下の方の図の室内のレイアウトは、ランチルームの長机や椅子を放課後児童クラブでも共用し学習等に使用いたします。また、一角にクッションマットを敷き、静養スペースと支援員の事務スペースを確保するとともに、ランドセルや備品等を収納する棚を設置する予定です。その他、小学校敷地内に設置しております三次小学校放課後児童クラブと三和小学校放課後児童クラブについては、名称の統一を図ることとし、小学校という表記を改め、三次放課後児童クラブ、三和放課後児童クラブに名称変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○保実委員長 それでは質疑をお願いいたします。はい、月橋委員。

○月橋委員 はい、コミュニティーセンターでない理由は聞こうと思ってたんですけど、先ほど交通が危ないということで回答していただいたので、2点お伺いします。学校内に移転することによって、先生の負担は増えないのかという点と、もう1点は、トイレが体育館までいくというふうに聞いているんですけども、その動線は大丈夫なのかという2点をお聞きしたいと思います。

○保実委員長 はい、山西文化と学びの課長。

○山西文化と学びの課長 これまでも、児童クラブにつきましては学校外とでの活動ということに

なります。学校に児童クラブがありましても、例えば、上履きはきちんと児童クラブのものを用意していただくとか、トイレ、先ほどもありましたけれども校舎の中に、勝手に戻ったりということがないようにということで、そこは学校と放課後児童クラブを分けて行うということは、他の学校敷地内にある児童クラブでも行っておりますので、そこについては、切り分けながらですねやっていきたいというふうに考えております。トイレにつきましては、先ほど委員おっしゃっていただきましたように体育館を使用することになります。冬場時期に暗くなるのが、保護者の方からもご意見いただきましたので、センサーライトをつけることによって不安解消を図っていきたいと思っております。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 先生の負担が増えないように線引きの方は、しっかりしていただきたいと思います。トイレに関しては、動線の方をしっかりと、安全にしていきたいと思います。

この体育館のトイレの洋式化は進んでるんでしょうか教えてください。

○保実委員長 はい、山西文化と学びの課長

○山西文化と学びの課長 はい、現在体育館にあります男子トイレ、女子トイレへの大便器については、この放課後児童クラブの移転に伴いまして洋式化を進めているところでございます。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他にありますか。はい、杉原委員。

○杉原委員 参考資料のイメージ図のクッションマットが引いてある静養事務スペースは、もうこれからは、常時、静養事務スペースが設置されているということでよろしいのでしょうか。

○保実委員長 はい、山西文化と学びの課長。

○山西文化と学びの課長 基本的には給食の時間のときにも、ここに静養スペースがあるということになります。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他にありますか。はい、山田委員。

○山田委員 学校としてのランチルームと児童クラブが同じ場所で、共存するような形になるんですけども、後者の方も整理をすれば、要は、完全に児童クラブと学校を分けた体制が取れたんじゃないかなというような気もするんですが、例えば、使うものの関係とか、戸締りとかそういった部分が共有となると、管理が難しくなると思いますけど、こういう形をとられた理由を教えてください。

○保実委員長 はい、山西文化と学び課長。

○山西文化と学びの課長 学校の方への移転ということで、学校側とも協議をさせていただきました。実際、現地も学校側と一緒に確認をさせていただいたんですけども、和田小学校は、1学年1クラスということで、普通教室の余裕が現在ありませんので、いわゆる特別教室、図工室でありますとか音楽室といったようなところも、可能かどうかというところはお互いに確認をしました。机の配置であるとか、我々が持って行かせていただく本棚でありますとか、ランドセル一時的に置く棚のスペース等も考えた結果、やはりランチルームが一番いいだろうということもありましたものですから、ランチルームを進めていくということで学校側と調整したものでございます。

○保実委員長 はい、他にありますか。はい、掛田委員。

○掛田委員 4月の運用を前提にタイムスケジュールで、3月23日の引っ越しということも記載があると思うんですが、支援員さんとの打ち合わせが、ある程度しっかりできて、こういったものを運ばれるのかっていうのも、私のイメージで、運ぶものの量的なものがイメージできないんですけど、その辺りはしっかりもう盤石で、4月の運用というのはもう問題ないと考えてよろしいのでしょうか。

○保実委員長 はい、山西文化と学び課長。

○山西文化と学びの課長 はい、文化と学びの課の方からも現地を確認しながら持っていくものと、この際もう使わなくなっていたりとか壊れているようなものも見受けられますので、そういったものは整理しながら、できるだけコンパクトに、かつ、有効的に利用できるものを運んでいきたいと考え準備を進めておるところでございます。

○保実委員長 はい、他にありますか。はい、藤岡副委員長。

○藤岡副委員長 はい、それでは2点ほどお聞きします。

まず、1点目はこちらの添付していただいている資料の写真から1点質問させていただきます。出入口から出て左に行けば、まっすぐ幹線道路で広いスペースがあるんですけども、これを右に行った場合、道が細いので離合できる場所がないと、放課後児童クラブを設置することによって、必ずしも送り迎えの、主に迎えの時間体が同じになると思うのですけれども、利用される方も増えると思うので、そういった離合のところで不安があるのではないかなと思うのです。そういったところに対して対応を考えられてるのか1点目お聞きします。

そして2点目なんですけれども、先ほど月橋委員からも掛田委員からもあったように、やはり環境が変わりますので、支援員さんも最初の運営についてはいろいろ不安であったり苦勞される面が多いかと思えます。現地を確認されてセンサー式のライトを設置されるということであったのですけれども、やはり、4月から運営となると小学校1年生が入ってきて、例えば、トイレであったりだとか一緒についていく必要があると思うんです。または、雨が降った場合、ランチルームから体育館にできるだけ濡れずに行けるのかというのも、この写真ではまだ把握ができておりません。また、ランチルームはすべて使えるのかどうかというところなど、疑問に思うところがあるのですけれども、全体的な質問として、児童の皆さんと、支援員さんとが安心して安心して使用できる環境づくりに対して、教育委員会からどのようにアプローチされているのか、もう一度教えてください。以上、2点お願いします。

○保実委員長 はい、山西文化と学びの課長。

○山西文化と学びの課長 はい、まず保護者の送り迎えによる動線でございます。これについて現在、特段のことは保護者の方へこういった形でお聞きしますということはお伝えはしておりません。通常の児童クラブへ通われる以外の送り迎え等もある場合に、もしかしたら、時間帯によって一方通行のルールがあるのかその辺も確認しないといけないところだと思いますけれども、実際の運用の中で、見えてくる課題がありましたら、そこについては対応していかないといけないと思います。

例えば、一定のルールをお願いするとかいったところは必要になってこようかと思っております。

す。あと、トイレについては、特に新1年生の児童なども含めて、まだ場所もよくわからないというときに、子どもたちだけで行くようなことというのはないように、支援員にも徹底をしていきたいと考えておりますし、また、始まっていく中で様子を見ながら、新たに見えてくる課題もあると思いますので、その辺については、しっかりと情報共有をしながら対応して参りたいと考えております。

○保実委員長 はい、藤岡副委員長。

○藤岡副委員長 はい、道路の件は理解をさせていただきました。また必要に応じて今後対応されるということで理解をさせていただきました2点目のですね全体的に児童の皆さんと先生が安心して使える環境づくりに対して、先進事例あると思うので子供教室さんも含めて、すでにされているかもしれませんが、ぜひそういったところと連携をしていただいて、支援員さんに対して、できるだけ4月から不安がないような状態で、運営できることを改めて要望して終わります。

○保実委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で議案第34号の審査を終わります。

教育委員会の皆さんありがとうございました。説明が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(教育委員会退出、市民部入室)

○保実委員長 次に、議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 市民部市民課、課税課が所管いたします議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)につきまして、提出資料により説明をさせていただきます。

準統一保険税率の採用見送るという方針転換については、2月5日の全員協議会、22日の本会議、総括質疑、28日の一般質問等で説明させていただいたところで、同様の説明となることをご了承ください。準統一保険税率、見送りの経過より説明をいたします。本市では、広島県国民健康保険運営方針に基づき、平成30年度から令和6年度の準統一保険税率の実現を目指し、税負担の激変緩和を図りつつ、隔年での税率改正を行ってきました。昨年9月に県内全市町が準統一に賛同し決定とされたことから諸準備を進めていたところですが、令和6年度の保険税率の算定にあたり、前期高齢者交付金の減少、また、保険税引き下げのための財源や1人当たりの診療費の増加による給付費に県決算剰余金を投入してきたことにより、令和6年度以降の保険税の引き下げ財源が枯渇したため、県が示す令和6年度の標準保険税率は、令和5年度を大きく上回る引き上げが必要となる試算が示されました。その結果、各市町において、自己財源を充当し大幅な引き上げを抑制する必要が生じたため、準統一保険税率の採用を見送るという方針転換案が県より示されました。

そもそも、準統一の前提には、1人当たりの保険税必要額の上昇を抑制するため、県13億円、市町14億円、計27億円を拠出し、令和6年度は、対前年比0%に抑え令和7年度以降、対前年比、プラス4%以内に抑えることとし、計画的な財政運営を実施するというものでした。県が拠出金を準備

できないということで、方針転換を求められるという経過となります。今後は、各市町の財政調整基金等の状況により標準保険税率に段階的に合わせながら、第三期運営方針期間の令和12年度から、17年度中を目標に準統一を経ずに、完全統一化するという方針となりました。

提出資料の3準統一保険税税率見送りの経過欄をご覧ください。2ページ目になります。2ページ目の最上段でございます。県が示す税率を適用しますと、記載の通り調定額で対前年比20.6%、1人当たり調定額で年1万9,667円の増となり大幅な増額となります。したがって、本市としては、準統一保険税率の見送りに賛同し、急激な上昇を抑制するため令和6年度の保険税率を国民健康保険財政調整基金を最大限投入し、調定額で対前年比9.98%、1人当たり調定額で、年9,525円の上昇にとどめた税率に設定することとしました。なお、2月1日開催の三次市国民健康保険運営協議会において、税率改正の諮問について、様々な議論ありましたが異議なしとの答申をいただいております。

別紙資料、税率改正整理表をご覧ください。改正条文を表で整理していますのでご確認をください。黄色のセール箇所が、改正をお願いする税率軽減額となります。なお、令和6年度より資産割は廃止といたします。提出資料1, 2は、税率改正に伴う年税額シミュレーションとなります。1がこのたびの改正税率案によるもの。2は県が示した税率によるものです。提出資料3、一般会計繰入金と国民健康保険財政調整基金の決算状況をご覧ください。基金のシミュレーションでは、令和6年度末で基金残高が1,200万円程度となり底をつくこととなります。したがって、令和7年度以降、令和6年度と同程度の上昇率での税率設定か、上昇抑制のため一般会計からの繰入れも考慮しなければならない状況となります。本市に限らず県内全市町が同様な状況となっており、国、県に対して公費負担割合の引き上げなど強く要望をして参ります。

提出資料、国民健康保険の推移をご覧ください。合併時の平成16年度から令和6年度見込みを提示しています。医療費についてはお示ししていませんが、令和5年12月までの平均値で本市の医療費総額は前年比0.4%プラスで、国保世帯等は前年比5.3%マイナスの見込みとなっています。財政を支える国保世帯の減少は保険税率上昇の大きな要因の1つとなります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審査の上ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 それでは質疑をお願いします。はい、山田委員。

○山田委員 今回、国民健康保険財政調整基金を約1億ほどですけども、繰り入れて残が約1,200万円ということで、本当に来年度、かなり予想もつかないような状況になりますしもし、国等の対応がないということになって、先ほど一般財源からの繰入れという話も出ましたけれども、それを行えば、激変緩和処置、来年もということですけど、その辺りがですね絶対にできるかどうかというところも微妙になってくるんじゃないかなと。そんな中で先ほど県内の市町が同様の状態だということなんですけれども、三次市の場合は、ほとんど貯金を使い果たした状態ですけど、例えば、広島市、福山市のような大型の都市でももう貯蓄がなくなった状態なのか、もしくは、もうすでに一般会計から繰り入れるような状況になっているのか、先ほど言われたようなことが、県内でどのように同様な状態なのか、三次市の置かれてる状況を詳しく説明していただければと思います。

○保実委員長 はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 先ほど説明しましたように、まさしく、同様な状況でございまして伺っているところでは、一般会計からの繰入れをする団体は広島市が向こう3年間、一般会計を投入する。そこで平準化に合わせていくということは伺っております。

また、税率改正につきましては、これも伺ったところですけども、据え置きはどこもございませんで高いところでは20%予定しているというところがございますし、8%前後というところが多いございます。どこの団体も基金残高というのはもう厳しく、よく持っても2、3年というところが大半の団体でございます。隣の安芸高田市、庄原市も3年で枯渇してしまうというふうに伺っています。

本市の場合はもう、令和6年度で、ほぼ投入しますので一足先に検討が必要な状況もあろうかと思うんですが、本市としてもできるだけ、一般会計からの繰入れというのは避けたいわけですけども、令和7年度をどういった納付金を提示してくるか、これも全員協等でも説明したんですけども、県の方がいわゆる我々で言う歳出の部分をこれをどういうふうに求めてくるのかっていうところが、見えないと令和7年度以降は計画が立たないということになります。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 おっしゃる通り県とか国の対応がはっきりしないと、市の予定が立たないというのもわかるんですけども、やはり、結構な金額が動く話でもありますし、いろいろなパターンを想定して早めにその対策、どのような状況でも対応できるような形でやっていただければと思います。以上です。

○保実委員長 他にありませんか。はい、月橋委員。

○月橋委員 はい、1点伺います。国民健康保険の加入者数は、今、人数で何人か教えていただきたいくて、今後の推移ですが、増えるのかなと思うのですが、その辺の推移、今後がわかれば教えていただきたいと思います。

○保実委員長 はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 2月末日現在で加入世帯は6,086世帯です。世帯に占める割合は26.31%。被保険者数が8,744名。人口に対する割合が17.97%。という状況になっていまして、国保世帯につきましては、令和6年度は6,000世帯という見込みで予算立てをしてしております。被保数は9,000人となっております。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 しばらく増加傾向にあるってことですか。今後の予想を教えてください。

○保実委員長 はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 数字に齟齬があったかもわかりませんが、減少傾向でございまして、資料で国民健康保険の推移というのを提示させてもらってますけども、その一番上段が被保険者の推移でございまして、2段目が世帯の推移になっております。これでいきますと、令和4年度の実績が9,624人、本年度は9,060人、見込みが9,000人、ということで減少傾向となっております。今度、被用者保険の方へ50人以上の会社、事業所についても社会保険の方へ移行するので、現在、100以上な

んですけども、50以上ってことになるので、そういうことになりますと、また国保から被用者保険の動くということで、ということになってくるとどんだん国保世帯は当然減ってくる。

ただし、今、冒頭言いましたように納付金については医療費の動向が上昇ですから、結局少ない人数でその納付金というか医療費を支えていかなくてはいけない。こういった悪循環という状況でございますよね。三次市に限らずなんですけども、そういったことから、しっかり抜本的な改革を国の方には求めていきたいと思っております。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 ありがとうございます。わかりやすい説明で、社保が増えてくるというか、会社の方も、国保でなくて社保に加入するよというの、国が進めてることなのでその辺もあるのでは減少傾向ということですね。はい、わかりました。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他にありますか。はい、掛田委員。

○掛田委員 この内容を聞かせていただいたときに、私も頭が真っ白になるぐらいの衝撃を受けたわけなんですけど、そもそも市町村単位で、もう国保の制度が運営が難しいということで都道府県単位に移行したわけなんです。平成27年度には、かつてないぐらい国保の制度改革等も行われたということも記憶しているんですが、結局、都道府県のところでその財政運営の責任主体というのがあろうと思うんですね。しかしながら、先ほど説明があったように、これは、市の方に言ってもしょうがないかもしれませんが、県の決算剰余金が枯渇したとか、ある種、見誤ってしまったところがあるのかなという印象も受けているんですけど、この辺りをもう一度、これまでの経緯だとか背景を丁寧にもう1回教えていただければと思うんですが、答えられる範囲で結構なのでお願いしたいと思います。

○保実委員長 はい、茶木市民課長。

○茶木市民課長 これまでの経緯というところなんですけども、令和6年度の税率算定、事業費納付金の算定にあたっての合意事項というのが県と市町の合意事項というのがありまして、これは6年度、税率を上げない。プラマイゼロ。ただ、そのためには、県と市が拠出を行うということが合意事項でした。令和5年度の医療給付費が県の方ですでに予算を上回っている状況がずっと続いておりまして、そうなってくると、決算剰余金というのが出てこない。ということがわかってきて、県の拠出というのができない。という状況が判明しましたので、その判断をもって、県の方は保険事業費納付金というのが算定にあたって、かなり見込みを上回ったと。しかも、剰余金が出てこないということで、充当するものもないということで引き下げができないということになりましたので、県の方から、準統一というのは延期せざるをえないという提案があったということで今回このような対応ということになりました。

○保実委員長 他にありますか。はい、黒木委員。

○黒木委員 危機的状況ということで、昨日も総務常任委員会の連合審査の場でも話さしてもらったんですけど、こういう状況になったら、危機的状況ということで市民部においては税の徴収をされればいいんでしょうけど、やっぱり、横の連携がすごい大事になってくると思うんです。こういう厳しい時代になって三次市も財政が厳しい中で、例えば、福祉保健部とこの状況を共有していた

だいて、結局、病院にかからなければいけないわけですね医療費にしても、介護事業にしても、病院にかからないようにすれば保険料も事前に下がるわけで、そういう自治体在实际一生懸命なっ
て保健師等ですね連携して、保険料が下がった自治体も出てくるわけですね。今後ですね、福祉保
健部と市民部においてはですね確かに縦割り行政でなかなか難しいと思うんですけど、横の連携を
とりながら、この保険料をどうやって抑えていくか。一般財源から出さないようにしていくかいう
のを考えるのは、福祉保健部です。連携がすごい大事になってききていると思います。財源が十分確
保できた時代はよかったのですが、今後、横の連携を取り組んでもらいたいと思うんですが、その
点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○保実委員長 はい、藤田課税課長

○藤田課税課長 ご指摘いただきましたように、健康推進課、福祉保健部との連携というのは欠か
せないというふうに思っております。保険税率の上昇を抑制するまた財政運営化に向けての取り組
みとして、現在、国保税の収納率の向上、それから、令和22年度国保税完全統一に向けた保険税率
の検討、ジェネリック医薬品の使用の促進、それから健康推進課と連携して、効果的な保健事業の
強化によって生活習慣病を予防すること。特定健診、特定保健指導の受診率向上による生活習慣病
の重症化を予防する。このような取組は、2月1日に行われました国民健康保険の運営協議会の方で
も、健康推進課がメンバーに入っておりますので、一緒に審議ををさせていただいたところござ
います。

○保実委員長 はい、他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で議案第24号の審査を終わりたいと思います。

市民部の皆さんありがとうございました。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちく
ださい。

(市民部退出、福祉保健部入室)

○保実委員長 次に、議案第25号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)を審査いたし
ます。

提案理由の説明をお願いします。はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 議案第25号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)についてご説
明申し上げます。

今回の改正は、平成30年の介護保険法改正による介護療養型医療施設に係る事務の経過措置期間
が令和6年3月末をもって終了することに伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正
しようとするものであります。その内容は、条例第2条第35号の表から介護療養型医療施設に係る
部分を削除しようとするものです。施行日は令和6年4月1日からとします。

議案第25号についてのご説明は以上でございます。よろしくご審査の上ご可決いただきますよう
お願いいたします。

○保実委員長 それでは、質疑をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で議案第25号の審査を終わりたいと思います。

次に、議案第26号三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 議案第26号三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例（案）についてご説明申し上げます。

今回の改正は、三次市老人ホーム入所判定委員会の委員について、所属団体及び役職の名称を改めるため、関係条例である三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正しようとするものです。その内容は、条例第3条第2項第1号の備北地域保健所長を広島県北部保健所の長に改めようとするものです。施行日は令和6年4月1日からとします。

議案第26号についてのご説明は以上です。よろしくご審査の上ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 では質疑をお願いします。はい、掛田委員。

○掛田委員 1つだけ質問させてください。この三次市老人ホーム、この老人ホームというこの書きぶりですよね。これ対象となるその施設、限定されているんじゃないかと思うんですけど、対象となる施設はどういったものが挙げられるのでしょうか。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。

○坂田高齢者福祉課長 こちらにつきましては、老人福祉法の第11条の規定によって、養護老人ホームへの入所等の措置を市が行うこととなっております。現在、三次市におきましては3施設が対象となっております。

○保実委員長 他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ないようでしたら、以上で議案第26号の審査を終わります。

次に、議案第27号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 議案第27号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてご説明申し上げます。

本条例案の内容は、第9期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料の段階及び保険料率を一部改めようとするもので、保険料基準額月額は現行通り5,849円に据え置き、国の示す基準通りに、保険料を所得段階を13段階とし、基準額に対する保険料率も国の示す基準に合わせようとするものです。

また、介護保険法施行令の改正に伴い、条例第6条中の条文を整理しようとするものです。施行日は令和6年4月1日からとします。

議案第27号についてのご説明は以上でございます。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いします。はい、掛田委員。

○掛田委員 介護保険制度改正に係る原則的に3年に1回というところが、こういうところに繋がっていったらと思うんですが、国が示す基準ということで、標準乗率は国が示す基準通りという話だと思ってしまうんですが、これは市町によって、標準乗率を適用することもできれば、市町の状況に応じて変えることもできるというものなんです、本市は、その標準乗率は国が示す通りっていうふうに、置かれたっていうことはそれ相応の理由があると思うんですが、そのあたりをもう少し詳しく教えていただければと思います。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。

○坂田高齢者福祉課長 本市におきましては、現在12段階を設定し、基準額に対する乗率割合でございまして、こちら第1段階から第9段階までは国の基準通り、10段階から12段階までは、国の基準が示されておりましたので三次市独自の割合を設定しているところでございます。次期計画策定における近隣国の基準によりまして、13段階を設定する場合のそれぞれの乗率が示されました。特別の理由があると認められる場合は、各自治体の状況を踏まえ、変更できるものとされておりまして、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇や負担軽減を図る観点から、この度、高所得者の方の標準乗率を国の基準通りに引き上げまして、低所得者の標準乗率を引き下げることとさせていただいております。低所得者の保険料上昇の抑制を図りたいということからですね国の基準通りにさせていただいたところでございます。把握している15の市町の他市町の中で、国の基準通りの乗率を採用を予定されているのは、庄原市、世羅町など5市町と聞いております。はい、以上です。

○保実委員長 はい、掛田委員。

○掛田委員 その国が示す標準乗率を変えざるをえないというところは、第1号被保険者の保険料等を鑑みて、何がしかのご事情とか理由があると思うんですが、これは、標準乗率を変えるような状況はどういうことが想定されますか。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。

○坂田高齢者福祉課長 やはり、段階を設定した場合には、所得の状況によって、その階層に当てはまるような設定がされておりますけれども、三次市のように、第1段階から第3段階までの方が高い市町と、高所得者の方が、三次市で言いますと少ない、ただし、市町によっては、高所得者の割合の人数が多いところにつきましては、乗率を変えることによってバランスを保つようにされているということでございます。

○保実委員長 はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で議案第27号の審査を終わりたいと思います。

次に、議案第28号三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 議案第28号三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。

今回の改正は、作木福祉保健センターの事務室を会議室として、市民などが利用できる部屋にするために関係条例である三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、条例の別表第1の2作木福祉保健センター使用料の表に、新たに会議室を追加しようとするものです。施行日は令和6年4月1日からとします。

議案第28号についてのご説明は以上でございます。よろしくご審査の上ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いします。はい、杉原委員。

○杉原委員 予算書を見ても特に改修費用の予算が見当たらなかったんですけれども、今の事務室をただ単に机の移動とかその程度のもので会議室にするというイメージなのか、今ここで、使っていた事務室的機能は、どこか別の部屋とかそれ専用の部屋があると考えていいんでしょうか。いきさつとかどういった運用をするのか、もうちょっと全体像を教えていただければと思います。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。

○坂田高齢者福祉課長 会議室の使用につきましては、現行のままで利用していただく予定にしておりますので、修繕等については行う予定はございません。また、事務室については、別の部屋を活用するなりして事務的機能のものは残しているという状況でございます。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 部屋は別にもあるけど、今、事務所として使つとるところが広いみたいなイメージで、事務室がよその部屋に行くということですか。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。

○坂田高齢者福祉課長 この会議室につきましては、作木町に設置される予定の元気サロンに使わせていただきたいと考えております。元気サロンですので運動したりされますので、この会議室がちょうどいい広さだったので、こちらを元気サロンに活用させていただいて事務室は別に設けるということでございます。

○保実委員長 はい、他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で議案第28号の審査を終わりたいと思います。

次に、議案第29号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)及び議案第30号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護保険サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)の2議案については関連がありますので、一括で審査を行います。

提案理由の説明をお願いします。はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 議案第29号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)及び、議案第30号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型

介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）につきましては、関連しますので一括して説明させていただきます。

これらの条例案は、指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準の一部を改正しようとするもので、議案第29号で要介護者に対する地域密着型サービスについて、議案第30号で要支援者に対する地域密着型介護予防サービスについて、それぞれ所要の改正を行うものでございます。改正内容の説明の前に、地域密着型サービスとはどのようなサービスかについて、少し説明をさせていただきます。地域密着型サービスは、認知症高齢者や要介護高齢者が介護度が重くなっても住み慣れた地域でいつまでも生活できるように創設された介護サービスで、地域の特性を生かし、地域の事情に即したサービスを提供するため、事業者の指定や監督は市町村が行い、その地域に住む住民が対象となります。また、小規模な施設や滞在時間が少なく、回数を多くできる訪問サービスなど利用者のニーズにきめ細かくこたえられるように柔軟にサービスが設定されております。本市における地域密着型サービス事業所は33事業所をございます。

今回の改正の内容といたしましては、議案第29号並びに議案第30号の共通事項として、1つ重要事項のウェブサイトへの掲示の義務化、1つやむを得ない場合の身体的拘束等の記録の義務化、1つ、やむを得ない場合を除く身体的拘束の原則禁止の明記、1つ、管理者の兼務範囲の明確化、1つ、平成30年の介護保険法改正による介護療養型医療施設に係る事務の経過措置期間が終了することに伴う該当箇所の削除。以上の事項に関して改正しようとするものです。

また、議案第29号の要介護者に対する地域密着型サービスに係る基準については、さきに説明した共通事項の他、1つ、看護、小児小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針の明確化、1つ、身体的拘束等の適正化を図るための措置の義務化、1つ、業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るための取り組み強化、1つ、協力医療機関との連携体制の強化、1つ、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員基準の特例的な柔軟化、1つ、緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけ、1つ、ユニットケアの質の向上のための体制の確保、以上の事項に関しても改正しようとするものです。施行日は令和6年4月1日からとします。

また、議案第30号の要支援者に対する地域密着型介護予防サービスに係る基準につきましては、さきに説明した共通事項の他、1つ、身体的拘束等の適正化を図るための措置の義務化、1つ、業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るための取組強化、協力医療機関との連携体制の構築、以上の事項に関しても改正しようとするものです。施行日は令和6年4月1日からとします。

議案第29号並びに議案第30号についてのご説明は以上でございます。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いします。はい、藤岡副委員長。

○藤岡副委員長 はい、1点お聞きします。これまでもそうなんですけれども、例えば身体的拘束等を行ってはいけない、やむをえないやむを得ない理由をです。ね身体的拘束する場合はその理由を

記録しなければならないといったように、記録しなければならないという文言があるわけなんですけれども、その方法については、例えば紙媒体だとかネット媒体だとか、そういった媒体とか様式というのは何か規定があったりするのですか。それは社内規定、その施設によって異なるという状況なのかを1点お聞きします。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。

○坂田高齢者福祉課長 様式につきましては、参考的なものはございますけれども、各施設において様式を活用して書きやすいような形に変えられて利用をされている状況でございます。紙媒体での記録や電磁的記録媒体なども活用して、記録の方は残されているところでございます。

○保実委員長 はい、他に。はい、黒木委員。

○黒木委員 1点お聞きさせてください。この三次介護保険法に基づく条例の改定なんですけど、例えば、今までもあったんですけど、介護施設に関して市の方へ相談しても改善がされない事例がありました。この条例の改正によって、少しはよくなるのかどうか。幾ら言っても全く知ってもらえなかったという事例があります。そういうのが条例の改定によって一段と見直すことができるのか。いうことをお聞きしたいと思います。こういう現実が実際介護施設で起こっています。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。

○坂田高齢者福祉課長 はい、高齢者の虐待等を疑われるケースがあるんじゃないかという通報等は何件かございます。今回、身体的束縛等の原則禁止とかが盛り込まれましたので、その辺につきましては、この条例に基づいて各施設については適切に対応していただけるというものと思っておりますが、なされない場合は、指導監査等を行うことによって改善していただくように、現在、努めているところでございます。

○保実委員長 はい、黒木委員。

○黒木委員 そういうのが、少しは改善されるということでもいいんですか。

○保実委員長 はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 今回の省令に伴う一連の改正でございますけれども、ねらいとしましては良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりというのが1つ入っております。そういった意味で介護人材不足の中で、さらなる介護サービスの質の向上を図るため、また処遇改善、生産性向上による職場環境の改善に向けたねらいというところでございますので、必ずということではないですが、改善に向けて動くものというふうに認識をしております。

○保実委員長 はい、他に。はい、杉原委員

○杉原委員 協力医療機関のところですけど、伺いたいんですけど、例えば、診療所が運営している介護施設とか医師会が運営している介護施設とかだったら、そこが協力医療機関として定められると思われまして。あと、普段、主治医が診てくれる地域にある診療所の先生とか医療機関が協力医療機関になると思ったりするんですけど、一方で緊急を要するときの入院のところまでカバーするというに僕は読み取ったんですけど、緊急の場合、必ずしもそういう入院ができたりする診療所ばかりでないので、そういう部分においては、例えば急性期病院である市立三次中央病院とか三

次地区医療センターとかが、この部分ではカバーリングするみたいな協力医療機関として約束、締結をするようなイメージなんですかね。もうそこまで難しいことは、言わずに地域の診療所で繋がっていることを定めときなさいみたいなイメージなんですかね。結構厳しい決まりなんですかね。ちゃんと細かく決めとくみたいな急遽の入院に対応できる病院を定めておくのか。運用はこれからどうにされていくのか教えてください。

○保実委員長 はい、坂田高齢者福祉課長。この協力医療機関につきましては要件が何点か設定されておりますけども、これにつきましては1つの病院で対応できるものとできないものもございしますので、複数の医療機関との連携も可という改正になっております。これにつきましては、努力義務という改正になっているところでございます。

○保実委員長 はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 医療と介護の連携の推進ということで、高齢者施設等における医療ニーズというのがございますけれども、どこの医療機関でも対応できるものもないと思います。そういったところでの、日頃のいろいろな連携体制をとっていくということも、いざというときには必要であるよということで、連携を強化しておきましょうというような内容になっております。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 僕が気になったのは、急変した場合の入院とかっていうところでいくと、市立中央病院とかが頭に思い浮かぶんですけど、多分、患者さんとか利用者さんとかも同じではないかなと思うんですけど、また、今から市立三次中央病院の事務局等々も、この辺の部分においてどうにやっていくのか、すり合わせをしていただければと思います。これ、答弁は結構でございますので市立三次中央病院のあり方をどのようにしていくのかを検討しておいてください。

○保実委員長 はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第29号及び議案第30号の審査を終わりたいと思います。

次に、議案第31号三次市介護保険に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 議案第31号三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。

本条例案は、先ほど説明しました議案29号そして議案第30号と同様に国が示した省令により、要支援者に対する介護予防支援の人員及び運営に係る基準の一部を改正しようとするものです。

改正内容の説明の前に介護予防支援について少しご説明をさせていただきます。介護予防支援は、ケアマネージャーが要支援の認定を受けられた本人や家族の相談、要望に応じてケアプランを作成し、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所などと連携調整を行うものです。現

在、地域包括支援センターが市の指定を受けて業務を行っております。

その改正内容は、1つ、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置について。1つ、内容及び手続きの説明及び同意についての明記。1つ、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の規定の追加。1つ、指定介護予防支援の業務の委託事業者の明記。1つ、重要事項のウェブサイトへの掲示の義務化。1つ、やむを得ない場合の身体的拘束の記録の義務化。1つ、やむを得ない場合を除く身体的拘束の原則禁止の明記。1つ、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング。1つ協力の要請に対する対応の明記。以上の事項について改正しようとするものでございます。施行日は令和6年4月1日からとします。

議案第31号についてのご説明は以上でございます。よろしくご審査の上ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら以上で議案第31号の審査を終わります。

次に、議案第32号三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。はい、立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 議案第32号三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。

本条例案は、先ほどご説明いたしました議案第31号と同様に国が示した省令により、居宅介護支援事業の人員及び運営に係る基準の一部を改正しようとするものです。

改正内容の説明の前に居宅介護支援について少しご説明をさせていただきます。居宅介護支援は、ケアマネージャーが要介護の認定を受けられた本人や家族の相談、要望に応じて、ケアプランを作成し、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所などと連絡調整を行うものです。

その改正内容は、1つ、ケアマネージャー1人当たりの取扱件数の増加。1つ、管理者の兼務範囲の明確化。1つ、やむを得ない場合の身体的拘束の記録の義務化。1つ、やむを得ない場合を除く身体的拘束の原則禁止の明記。1つ、公正中立性の確保のための取組の見直し。1つ、指定居宅サービス事業者などとの連携によるモニタリング。1つ、重要事項のウェブサイトへの掲示の義務化。以上の事項に関して改正しようとするものです。施行日は令和6年4月1日からとします。

議案第32号についてのご説明は以上です。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 はい、ないようでしたら以上で議案第32号の審査を終わりたいと思います。福祉保健部の皆さんありがとうございました。

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(福祉保健部退出、子育て支援部入室)

○保実委員長 次に、議案第33号三次市子供の室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。はい、松永子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 それでは議案第33号三次市子供の室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）についてご説明申し上げます。提出資料の方ご覧ください。

本案は、子供の室内遊び場（三次森のポッケ）の健全な運営を図るため、使用料を改定することについて、関係条例である三次市子供の室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

提案内容の要旨でございますが、本施設は天候に左右されることなく、親子などが安心安全な環境で生き生きと遊べる環境を提供することにより、市内の子供たちの健全育成を図る目的で設置したものであり、市内の子育て親子などの利用促進を図るため、使用料を低額に設定し運営して参りました。しかしながら、近年、三次森のポッケの利用状況を見ますと市内在住の方の利用は3割未満であり、市外からの利用者が7割以上と市外利用者の割合が高い状況となっております。また、本施設は一般財源で運営している施設ですが、人件費の上昇や物価高騰などの影響もあり、財源が十分確保できていない状況にあることから、本施設の健全な運営を図るため使用料を増額改定しようとするものです。

その改正内容は、条例第10条の別表のうち、児童及び保護者その他介添え人の使用料について、1人1回200円を300円に改正しようとするものです。条例の施行日は令和6年5月1日を予定しており、ご可決いただきましたら、広報三次や市ホームページ、SNS等により周知を図って参ります。また、市内在住者への対応として使用料の改定の負担軽減及び利用促進を図るため、平日に限り、大人1人当たり子供1人の使用料300円を減免していくよう考えております。

本施設は、時間を指定したクール制で入場者の総入れ替え制により運営しております。平日の利用が少ない状況があるため、市内在住者の減免により利用者の増加を図っていきたくと考えております。一方、土日祝日、夏休み等の長期休暇中は利用者が多く、短時間で住所確認が困難であると判断し、平日限定での減免としていく考えです。

なお、使用料の減免につきましては条例第11条に、あらかじめ定めた基準に従い使用料を減免し、または免除することができる」と規定しており、三次市子供の室内遊び場使用料減免基準及び事務取扱要綱の一部改正により対応していく予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いします。はい、月橋委員。

○月橋委員 最初に、前提として私この施設を見させていただいたんですけど、とてもいい施設で90分間、子供たちはあっという間にすぎるだろうなというふうに思いました。入場者数もコロナで減ってますけど元に戻って欲しいなと思ってますし、まだまだ、4万人超えるぐらいは十分いける施設ではないかなというふうに思います。

では、質問に入ります。支払いに関して4点あるんですけど、まず支払いに関して、チケットを販売機で買うようになると思うんですけど、5千円、1万円の利用ができなくて両替にも対応してな

いっていうふうになってると思うんですけど、その対応はどう考えているのかというのが1点目。2点目が運営経費が令和4年から6年の間に300万円以上の運営経費上がってます。その理由は、何か。そして、3つ目が市内の保護者の方への案内ですよ。いろいろ案内されると思うんですけど、特に市内の方に、活用していただきたいというのがあるので、特別に案内されるかどうかというところ。4点目が確認ですよ。市内の方が減免されるということで、何かで確認しないといけないと思うんですけどその辺の確認方法はどうか。以上4点お願いします。

○保実委員長 はい、笹岡子育て支援部付課長

○笹岡子育て支援部付課長 はい、まず1点目のチケット購入にかかることになりましてけれども、券売機の方は1,000円で対応していただくようになるんですけども、機械の設定上、1,000円以上の金額というのが入らないんですけども、どうしても大きいお金しか持っていらっしゃらない方については、職員の方が両替をするように多少持ち合わせておりますので、1,000円札については、釣銭機の設置しておりますのでそちらの方で両替をするなどして対応しているところですよ。

運営費が上がっている理由としまして、令和4年度の決算の数値で、令和5年度は予算の額を上げさせていただいてるところではあるんですけども、令和4年度は、やはりコロナの影響がありまして、1ヶ月ほど運営を実施してない月がございまして、回復するのに時間もかかったということで、人件費のところは多少下がっております。令和5年度は当初予算の額で上げていますので、令和4年度と比べて人件費の上昇の方もありましたので、額としては、300万円ぐらい決算額と予算額の比較ということで上がっている状況となっております。

市内の保護者の方への案内につきましては、市のホームページ、広報等でももちろんさせていただくんですけども、例えば、検診とか保育所等へ周知を図っていくなど考えていきたいと思っております。市内の方の確認の方法になりますけれども、まだ詳細については、まだ、はっきりと決めてはいないんですけども、例えば保護者の方の運転免許証であるとか、マイナンバーカードであるとか、そういった本人の身分を確認できるものを提示していただいて、確認をしていくように考えております。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 まず、支払いに関しては、個別の対応されてるということだったんですけど、将来的にはキャッシュレスを考えていただきたいのもあるんですが、システム的ななかなか難しいと思うので、両替機を設置していただきたいというふうに思います。200円が300円になったら、百円玉が3枚になるわけですよ。やっぱり、どうしても5千円、1万円札を使われる方が増えてくるので、スタッフの方の対応するよりかは両替機を入れて自分で両替してもらった方がいいと思いますので、早急に対応していただきたいと思います。それと、運営経費のことはわかりました。

市内の保護者の方に対しての案内ですけども、積極的に案内していただきたい施設だと思っておりますし、イベントなんかもされたらいいと思います。中の物も非常に、面白いものもたくさんあって、子供たちも喜ぶと思いますから、今、25%しか市内の方が使っていないですけど、できるだけ、皆さん行っていただきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。確認方法ですがやはり、顔写真がないと確認はできないと思うので、その辺も設定してもらって、免許証、マイナンバーカード、顔

写真があるものでないと難しいと思いますから、確認に時間がかかってもいけないと思うので、できるだけスタッフの方が対応がしやすいように考えていただきたいと思います。

はい、以上です。両替機に関して回答があればお願いします。

○保実委員長 はい、笹岡子育て支援部付課長。

○笹岡子育て支援部付課長 両替機については、来年度の予算に計上はしておりませんので、早急ということにはならないかと思うんですけども、実際にどれぐらい経費がかかるのかということも、これから研究させていただいて、どういった方法がいいのかというのは検討していきたいと思います。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他にありますか。はい、山田委員。

○山田委員 はい、使用料のところなんですけど、現在、利用促進を図るために定額運営していたということなんですけれども、本来は、施設的にこの利用料というのは金額的に幾らぐらいで運営したくて今、200円の使用料で運営しているのか。もしくは、運営経費の収支比率を令和6年度で言えば43%と出されてますけど、この運営費の収支比率を何%ぐらいで運営していきたいという目標とか理想ですよ。

それに対して、現在の目標値を教えてくださいのと、あと、今回変化する金額が200円から300円ということなんですけれども、200円から300円に変えること100円の違いによって、求められるものが例えば収入の増とか利用者が今も込み過ぎてから、減少させたいとか、言い方が少しおかしいかもしれないですけど、調整したいとかいうような、この200円から300円にする100円の根拠のところを教えてください。

○保実委員長 はい、笹岡子育て支援部付課長。

○笹岡子育て支援部付課長 はい、今回、300円に値上げをさせていただくんですけども、収支比率が、先ほど委員おっしゃっていただきましたように、現在、43%ぐらいになっておりますが、50%ぐらいの収支比率に上げていきたいと考えております。

ただ、令和6年度については、現在、見込みとして利用の状況を見ながら43%としておりますが、これから利用促進を図りまして50%ぐらいに持っていきたいと考えております。300円の運用によって、やはり使用料の方を増額させていきたいと考えておりまして、当初、定額ということではありましたが300円になったとしても、利用者の方が1回当たり大体3人から4人で利用される方が多い状況ですので、1,000円から1,200円ぐらいでご利用いただけるというので、利用していただきやすい金額ではないかと思ひまして、今回、300円とさせていただいております。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 平日に限り市内の方を減免されるということなんで、正直やってみないと、どういう収支になるかというのが、予想がつかないところだと思いますので、しっかり調査されて健全な運営、50%ということですので、目標を達成できるように進めていただければと思います。以上です。

○保実委員長 他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 他にないようですので、以上で議案第33号の審査を終わりたいと思います。
子育て支援部の皆さんありがとうございました。

(子育て支援部退出)

○保実委員長 ここでしばらく休憩したいと思います。再開は11時40分といたします。

午前11時30分休憩

午前11時40分再開

○保実委員長 はい、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは委員会審査報告書に沿って討論採決を行います。

これより、議案第24号三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)の討論を行います。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認めこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例(案)の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認めこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 異議なしと認め本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)の討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認めこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）の討論を行います。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）の討論を行います。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）の討論を行います。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）の討論を行います。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

の一部を改正する条例（案）の討論を行います。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）の討論を行います。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

最後に、議案第34号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）の討論を行います。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

それでは、次に委員長報告ですが今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いをいたします。

なお、ご意見は議案審査に関係するものとしていただくようお願いします。はい、杉原委員。

○杉原委員 議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）ですけど、現状、国保財政調整基金は、もう残りがなくなっている状況で、これからも厳しい国保財政が予想される。もしかしたら、市民の皆様にも負担もお願いしないといけないというような旨を行政が広報三次等でしっかりと説明していくように意見を記載をいただければと思います。

○保実委員長 他にありませんか。杉原委員の意見は、ぜひとも、意見として付したいと思いますが、副委員長の方もよろしいですか。

それでは委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

（「一任」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ではそのようにさせていただきます、後日、タブレットに入れさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

本日の審査は以上でございます。大変お疲れ様でした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月5日

教育民生常任委員会

委員長 保実 治